

## 当金庫の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応に関するお知らせ

2023年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。島田掛川信用金庫は、適格請求書発行事業者としての登録が完了しておりますので、登録番号をお知らせします。

### 適格請求書発行事業者登録番号

島田掛川信用金庫 : T 4 0 8 0 4 0 5 0 0 4 3 9 4

(国税庁「[インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)」からもご確認いただけます。)

お客様がお支払いいただいた各種手数料等については、当金庫の交付するインボイス（適格請求書）を保存いただくことにより仕入税額控除を受けることができます。

当金庫が役務提供を行うサービスについてのインボイス発行対応につきましては、現在準備を進めているところですが、概要は下記となりますのでお知らせいたします。

### 記

#### 〈営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について〉

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」等を発行いたします。

#### 〈口座振替でお支払いいただく各種手数料について〉

預金口座より口座振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、適格請求書として新たに「インボイス管理票」をお客様のご依頼により発行いたします。発行を希望される場合は、10月以降に営業店窓口でお手続きくださいますようお願いいたします。

#### 〈ATM及び両替機でのお取引について〉

ATMでの振込手数料、両替機手数料につきましては、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、インボイスの交付が免除されています。当該取引については、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが出来ます。

そのためATM及び両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応した様式変更は行いませんのでご了承ください。

インボイス制度への対応につきまして、ご不明な点等がございましたら、当金庫 経営企画部（電話番号 0537-24-6712）までお問い合わせください。